家計の立て直しのための

~住居確保給付金(転居費用補助)のご案内~

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、<u>転居によって家計の改善が認められることなどを要件</u>として、 転居費用を補助します。

相談から支給の流れ

転居費用補助の支給を申請する場合には、<u>家計改善支援事業により支援の結果として、転居が</u>必要であり、<u>その費用の捻出が困難と認められることが要件の</u> 1つとなっているため、<u>まずは、家計改善支援の実施が必要</u>となります。

STEP1

相談申込

プラン 作成 家計改善 支援 要転居 証明交付

STEP2

転居費 用申請

審査

決定

初期費用の 支給

転居

引越費用等 の支給 支給額 確認

1 (家計	改善	支援	事業	6	よ・	•	•	•	•	•		•	•	•	1
2 (対象	経費	• 1	支援	上队	艮額	į • (2	支約	合力	与污	£	-	•	•	1
3 (支給	要件	<u>.</u>		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4 (手続	きの	流れ		•		•	•	•		•	•	•	•	•	4
5 (適正	な受	給の	ため	•		•	•	•	•	-	-	•	•	•	7
6 (収入	• 資	産要	件早	-見	表•	•	•	•	.	•	•	•	•	•	8
7 (申請	する	ため	に必	要	なも	。 の	•	•		•	•				Ć

(お問い合わせ先)

伊丹市くらし・相談サポートセンター

〒664-8503

伊丹市千僧1丁目1番地(市役所1階)A-8番窓口

TEL: 072-780-4344

家計改善支援事業とは

お金のやりくりについて専門相談員がサポートします。

生活費のやりくりがうまくいかない方に、収支のバランスや借金の状況などを整理し、自ら家計を管理できるようアドバイスします。

家計改善支援事業利用には申込みが必要になります。

2

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・転居先への家財の運搬費用 ・ハウスクリーニングなどの現状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用 	・敷金・契約時に払う家賃(前家賃)・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の 購入費

2

転居費用補助の支給額について

① (支給額上限)

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準に基づく額×3 <参考>伊丹市の生活保護の住宅扶助基準に基づく額

単身世帯:40,000円 2人世帯:48,000円 3人~5人世帯:52,000円 <参考>伊丹市内転居の場合

※支給金額は転居先の自治体によって異なります。

単身世帯	2人世帯	3~5人世帯		
120, 000円	144, 000円	156, 000円		

②(支給方法)

原則として、伊丹市が不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

- ※<u>転居に要する経費が支給額上限を超える場合、差額については自己負担と</u>なります。
- ※給付金支給後、実際の支出額が支給額を下回った場合、差額を返還していただきます。
- ※支給対象とならない経費等は、直接不動産仲介業者等にお支払ください。

申請時に次の①~⑪にすべてに該当する方が対象になります。

	① 基本要件	基本要件申請者と同しくは申請者と同一の者及び申請者と同一「世帯収入額」という、又は住居喪失のおそ	の世帯に属くす・の世帯に属す)が著しく減少	- る者の離職、休 - る者の収入の台 し、経済的に困弱	業等により、申請 計金額(以下、	
_	②収入減期間 要件	申請日の属する月にと。	申請日の属する月において、収入減少した月から2年以内であるこ と。			
0	③生計維持要 件	申請日の属する月に していること。	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持 していること。			
	④収入要件 【P3参照】	申請日の属する月における世帯収入額が、基本額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額(※)を合算した額(収入基準額)以下であること。※申請者が持家である住宅等に居住している場合または住居を持たない場合は、その居住の維持または確保に要する費用の額とし、該当費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。				
		申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有 する金融資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下である。				
_	⑤資産要件	世帯人数	1人	2人	3人以上	
		金融資産上限額	504,000	780,000	1,000,000	
0	家計に関する相談支援において、より家賃が定額な物件等の新たな ⑥家計改善に 住居へ転居し支出を削減するまたは転居に伴い家賃が上がる(持家 関する要件 からの転居することが自立を促進するために必要であるが、そのた めの費用の捻出が困難であると認められること。					
_	⑦類以給付に 自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する転 関する調整規 居の支援を目的とした類以の給付等を申請及び申請者と同一の世 定 帯に属する者が受けていないこと。					
	0 1 1	申請者と同一の世帯に原 法律(平成3年法律第77号				
	9 現在、生活例	呆護を利用していないこと	0			
	⑩ 過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、その支給が終了した月の翌月がら起算して1年経過していること。					
	⑪ ①~⑩までのいて誓約および同	の項目に該当し、【住居確 意すること。	雀保給付金申請	時確認書(様式1	-2A) 】の内容につ	

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

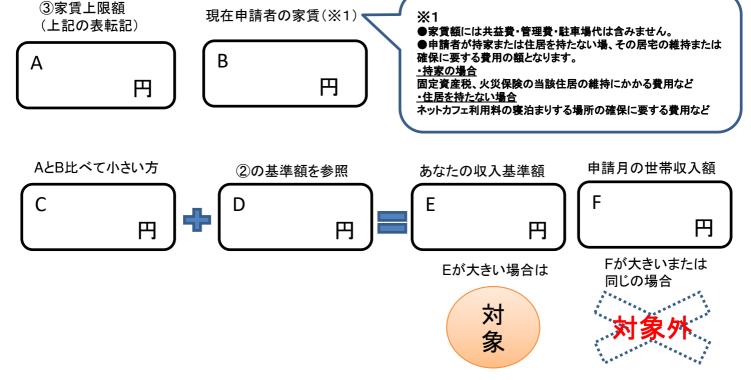
〇収入とは給与収入、事業収入(自営業等)、公的年金(失業給付・年金等) その他恒常的な収入(仕送りなど)申請日の属する月の世帯全体の収入額です。 【給与収入】=(総支給額)社会保険料天引き前一(交通費支給額)非課税 【自営業等の事業収入】=(総収入金額)一(必要経費)純利益 (*確定申告に準ずる)

世帯員数	①収入基準額 ②基準額+申請者家賃(③家賃上限額)	④収入上限額
1人	84,000+申請者家賃(上限40,000円)	124,000
2人	130,000+申請者家賃(上限48,000円)	178,000
3人	172,000+申請者家賃(上限52,000円)	224,000
4人	214,000+申請者家賃(上限52,000円)	266,000
5人	255,000+申請者家賃(上限52,000円)	307,000

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人以上		
金融資産上限額	504,000	780,000	1,000,000		

収入要件について



4 手続きの流れ

住居確保給付金の申請から決定まで

STEP1

相談

申込

プラン 作成 家計改善 支援

要転居証明交付

1)相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。

②利用申込み

家計改善支援事業の利用申込をします。

③プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。 解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを作ります。

④家計改善支援事業の実施

家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図ります。

また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるよう 「家計収支表」や必要に応じて「キャッシュフロー表」の作成を行うと ともに、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の 捻出が困難であることを確認します。

⑤要転居証明書(様式10)の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には「要転居証明書(様式10)」の交付がされます。

STEP2

⑥転居費用申請

必要書類を添付し、申請書及び申請時確認書を伊丹市くらし・相談サポートセンター に提出します。

上記の提出を受け、伊丹市くらし・相談サポートセンターより、提出を受けた申請書の写し(コピー)の交付と同時に、「入居予住宅に関する状況通知書」の書類を配布します。

⑦転居先の住居の確保及び不動産仲介業者との調整

申請者は家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類(添付書類及び追加確認書類)が 一式揃ってからになります。
- <u>審査に必要な書類が揃ってから支給まで約1か月程度の期間を要します</u>ので、 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、あらかじめ 不動産仲介業者等と調整をお願いします。

⑧下記の追加書類を伊丹市くらし・相談サポートセンターへ提出

- 不動産仲介業者から交付を受けた入居予住宅に関する状況通知書。
- ・転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書
- ⑨伊丹市くらし・相談サポートセンターで審査し、決定内容について 本人へ通知

STEP2の続きへ (次ページ)

STEP2の続き

転居費用 申請 審 定 初期費用の 転 引越費用等 の支給 確認

支給決定後の流れ

⑩不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告また、不動産仲介業者等の指定の口座へ伊丹市役所から初期費用が振り込まれます。

【注意事項】

- ・ 転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の 支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用の実際の支払額が支給決定額を下回った場合は、差額分を 返還していただきます。

⑪転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、業者の指定の口座に伊丹市役所から振り込みされます。

【注意事項】

- 初期費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合、家財道具の運搬費用等は支給されません。
 - (例) 支給決定額120,000円 ≦ 初期費用120,000円以上 のとき 運搬費用等は支給されません。
- ⑩転居後、住居入居日から7日以内に住居確保報告書(様式5)及び 必要書類を伊丹市くらし・相談サポートセンターへ提出

下記の書類を提出してください。

- 住居確保報告書(様式5)
- ・賃貸契約書の写し
- ・ 新住所における住民票
- 実際に支払った額を確認できる書類(領収書等)

住居確保給付金(転居費用補助)の再支給について

- ◆ 住居確保給付金(転居費用補助)の受給終了後、
- 受給者と同一の世帯に属する人が死亡された方
- ・申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する人が離職、休業等の状態にある方で世帯収入が著しく減少し、受給終了した月の翌月から起算して1年以上経過して場合であって、支給要件の条件を満たしている場合は再支給を受けられる場合があります。

<u> 5 (適正な受給のため</u>

住居確保給付金を徴収する場合があります

◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した 場合には、既に支給した給付について伊丹市が徴収します。

収入•資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
○税引前の稼得収入	〇特定の目的のために支給される手当・給付
• 賃金、賞与	• 児童手当
※通勤手当は算定対象除外	• 児童扶養手当
・事業収入(経費を差し引いた控除後の額)	• 特別児童扶養手当
※事業収入の赤字は0円(他の収入と通算し	• 特別障害者手当
ない)	・公的年金における子の加算額
ネットオークションで得た収入(事業とし)	・奨学金(貸与型・給付型は問わない)
て行っている場合に限る)	・養育費(裁判所等にて作成された証明書等に
• 役員報酬	より、客観的に子の養育という「特定の使途
・不動産賃貸収入(経費を差し引いた控除後	・目的のために支給される手当・給付」である
の額)	ことが確認可能である場合)
• 家賃収入	〇職業訓練受講給付金
○税引前の収入全般	○各種保険金の受取 等
• 失業等給付	〇一時的な収入
• 各種年金	・慰謝料(一括で支払われるもの)
• 年金生活者支援給付金	通常短期間支給される手当・給付
• 特別障害給付金	休業補償給付、療養補償給付(労災保険)
・仕送り(同配偶者等以外)	・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益
• 養育費(右記以外)	• 退職金 • 未支給年金
• 慰謝料	・ネットオークションで得た収入(事業として
• 障害補償費	行っていない場合)
• 健康保険傷病手当金	○雇用継続給付
・ボランティアで得た収入(交通費分は除く)	○原則22歳以下かつ就学中の子の収入
	○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

算定対象	算定対象外
○現金	〇生命保険
○預貯金、財形貯金	〇個人年金保険(養老保険)
○債権、国債	○学資保険
〇株式、出資金、投資信託、暗号資産	

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

※申請にあたり以下の書類の提出が必要です。

原本を提出いただき、市役所でコピーをとらせていただきます。

項 目		必要書類			
	1 通で可能な書類	2通必要な書類(顔写真つきの証明書がない場合)			
0 本人	口運転免許書	口健康保険証			
確認書類	ロマイナンバーカード	口住民票記載事項証明書			
#### # ***	口在留カード(外国籍は必須)	口戸籍謄本			
	ロパスポート(旅券)				
	世帯収入額が著しく減少する直前に	こ、申請者と同一の世帯に属するものが死亡、			
	又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認で				
②離職等	きる書類。				
関係書類	【提出書類例】				
IXIIIX B XX	口死亡証明書 口離職票 口解展通知書 口有期雇用契约 口非更新通知				
	口雇用保険受給資格者証 口雇用係	口雇用保険受給资格者証 口雇用保険受給者証 口退職証明書			
	口雇用主からの休業を命じられた文書 口自営業の廃業届 など				
	世帯収入額が、申請日を起点に2年	F以内に著しく減少しことが確認できる書類の写し。			
② 収入減少	[提出書類]				
関係書類	ロ収入減少前と現在の給与明細書や賃金明細書 ロ賃金明細書(給与明細)				
	口預金通帳 <u>(申諸日当時もしくは</u> 前	<u> 徂には記帳できていること)</u>			
	申請月、本人及び生計をひとつにし	している同居人がいる場合の収入が確認できる書類。			
④ 収入関係書類	※無収入の場合は預金通帳で確認				
	(共働の妻・親・兄弟・子供(学生	E以外)や同居者等収入がある者を言う)			
	本人及び生計をひとつにしている同	同居人の金融機関の通帳等(複数ある場合はすべて)			
AN 2580-AN	※通帳の表紙と表紙の裏目(預金者	f氏名・金融機関名・支店名・口座番号が記載された			
⑤ 預貯金等	ページ)直近3ヶ月分				
関係書類	ロ株式・投資信託等の証券口座保有	6の場合は申請時点の評価額が解かる資料を提出。			
	(該当画面をブリントアウト した書類等)				
⑥ 入居確認書類	口賃貸契約書 口重要事項説明書	市内在住のものであること。			
	口電気 ロガス ロ水道(3ヶ月以	人内のものをいずれか1点)居住実態を確認します。			
② 公共料金明細	※住所、氏名が記載されているもの) _*			
◎ 居住維持関係	口持家である住居に居住している城	合は、その住居の維持に要する雙用の月額を確認で			
费用	きる書類(固定資産税・火災保険料	4など)			
※持ち家の場合のお必要					
◇ た足井田	ロ初期我用の他に、転居に要する類	使用(家財の運搬費用、現状回復費用等)がみこまれ			
③ 転居費用	る場合、その額及び内容が確認でき	る書類。			
関係書類	※初期我用(対象経費)の合計額が	う支給上限を超える場合は不要			

住居確保給付金の申請をするために必要なもの(続き)

項目	必要書類
伊丹市役所様式類	① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(転居費用補助)様式1-2
	② 住居確保給付金申請時確認書(転居費用補助)様式1-2A
	③ 入居予定住宅に関する状況通知書(転居費用補助)様式2-2
	④ 住居確保給付金要転居証明書 様式 10
	③について ※家賃振込先の家主・不動産媒介業者等の記入・捺印が必要です。

決定後転居してから必要書類 (7日以内に提出いただく書類)

MACINATION OF THE PROPERTY OF
転居後必要書類
□住居確保報告書 様式 5
□転居先の賃貸住宅に関する賃貸契約書の写し
□新住所における住民票の写し (世帯全体、マイナンバーの記載のないもの)
□初期費用の他に転居に要する費用があった場合、実際に支払った額を確認できる書類
(家財の運搬費用の領収書・原状回復費用の領主所など)